

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三条中「ときは」の下に「、第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の二の二、第二十三条の二の六の二及び第二十三条の二十六の二の緊急承認に係る制度の在り方を含め」を加える。